

筑後地区診療放射線技師会規約

[第1章 総則]

(名称)

第1条 この団体の名称は筑後地区診療放射線技師会(以下「本会」という)とする。

(事務所)

第2条 本会は事務所を会長の指定した場所に置く。

[第2章 目的及び事業]

(目的)

第3条 本会は公益社団法人福岡県診療放射線技師会(以下「県技師会」という)の目的趣旨に賛同し、県技師会事業の円滑な推進と運営に協力すると共に、地域における保健医療の向上発達に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的達成のため次の事業を行う。

- 1) 保健医療向上の為の学術講演会及び講習会の開催
- 2) 会報の発行
- 3) 地域医療の向上に関する協力
- 4) その他必要な事項

[第3章 会員]

(会員)

第5条 本会の会員は正会員及び名誉会員とする。

2. 正会員は県技師会の正会員で本会に所属する者。
3. 名誉会員は県技師会総会において名誉会員として承認された者で本会に所属する者。

(入会)

第6条 本会の正会員になろうとする者は所定の入会手続きを完了しなければならない。

(退会)

第7条 会員で退会しようとする者は所定の退会届を会長に提出しなければならない。

2. 会員は県技師会の会員資格を失ったとき、自動的に本会会員の資格を失うものとする。

[第4章 役員]

(種別及び選任)

第8条 この会に次の役員を置く。

- 1) 会長 1名
- 2) 副会長 2名以内
- 3) 常任幹事 若干名
- 4) 幹事 若干名
- 5) 監事 2名

2. 会長及び監事は総会において選任する。

3. 副会長、常任幹事及び幹事は会長が委嘱する。

(職務)

第9条 会長は本会を代表し会務を統括する。

2. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
3. 常任幹事は会長及び副会長を補佐し、任務を掌理する。
4. 幹事は幹事会を構成し、会務の執行にあたる。
5. 監事は会務及び会計の監査にあたる。

(任期)

第10条 役員任期は2年とし再任を妨げない。

2. 役員に欠員を生じたときは、これを補充する事ができる。
3. 補充による就任した役員任期は前任者の残任期間とする。

[第5章 会議]

(種別)

第11条 本会の会議は総会、幹事会及び常任幹事会とし総会は通常総会及び臨時総会とする。

(機能)

第12条 総会は次の事項を議決する。

- 1) 事業計画及び収支予算についての事項

2)事業報告及び収支決算についての事項

3)規約の変更についての事項

4)その他幹事会で必要と認められた事項

2. 幹事会は次の事項を議決する。

1)総会で議決した事項の執行に関すること

2)総会に附議すべき事項

3)総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

4)その他会長が必要と認められた事項

(開催)

第13条 通常総会は年1回開催し、会長が召集する。

2. 臨時総会は幹事会で必要と認められたとき、又は本会会員の5分の1以上若しくは監事からの連名で会議の目的を明示して要求があったとき、会長は召集しなければならない。

3. 幹事会及び常任幹事会は必要のとき随時これを開催する。

(議長)

第14条 総会の議長は役員以外の出席会員のなかから選任する。

2. 幹事会の議長は会長がこれにあたる。

(定足数)

第15条 総会は本会会員の10分の3以上の出席をもって成立する。但し、委任状提出者は出席とみなす。

2. 幹事会は役員の過半数以上が出席しなければ成立しない。

(議決)

第16条 総会の議決は出席数の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2. 幹事会の議決は出席役員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(記録)

第17条 会議の議事については記録を残さなければならない。

(委員会)

第18条 会務の執行にあたり必要な場合は委員会を設けることができる。

[第6章 資産及び会計]

(資産の構成)

第19条 本会の資産は次のとおりとする。

1)会費

2)寄附金品

3)その他の収入

(会費)

第20条 正会員の会費は別に定める。

2. 名誉会員の会費は別に定める。

3. 会費は年度当初に所定の会費を納めるものとする。新たに入会するものは入会時に当該年度の会費を納めるものとする。

(会計年度)

第21条 この会の会計年度は毎年通常総会当日より始まり、翌年の通常総会前日に終わる。

[第7章 規約の変更及び解散]

(規約の変更)

第22条 この規約は幹事会の決議により総会の承認を経て変更することができる。

(解散及び残余財産の処分)

第23条 本会は総会において出席数の4分の3以上の多数による議決を経て解散することができる。

2. 本会を解散したときの残余財産は総会の承認を得て処分できる。

付則 この規約は平成25年4月1日より制定する。